

多摩支部ADRのご案内

多摩支部でのあっせん・仲裁を希望される場合の手続の概要は次のとおりです。

1. 申立書（必要部数は各ADRごとに異なります）と、多摩支部での期日開催希望申出書（2枚目参照）を東京弁護士会紛争解決センター（東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館6階）に提出してください。

なお、多摩支部を利用する場合に限り、郵送での申立も可能です。また、申立書は当会HPよりダウンロードできます。

2. 申込手数料の支払

1でご提出いただいた書類の確認後、霞ヶ関の事務局より申立手数料の支払をご案内します。申立手数料をお支払いいただいた後に申立の正式な受理となります。

3. 期日のご連絡及び期日手数料の支払

相手方が応諾した場合は、事務局よりあっせん・仲裁の期日（日時）をご連絡いたします。また、期日手数料の支払についてもご案内しますので、期日までに期日手数料の支払をしていただきます。

4. 期日の開催（於：多摩支部）

期日の時間までに東京三弁護士会多摩支部会館にお越し下さい。

* 弁護士会多摩支部会館 *

多摩都市モノレール高松駅より徒歩2分
東京都立川市緑町7-1 アーバス立川
高松駅前ビル2階

【問合せ先】

東京弁護士会紛争解決センター事務局
TEL：03-3581-0031



年 月 日

東京弁護士会紛争解決センター 御中

申立人

印

多摩支部会館における期日開催の希望申出書

私は、東京弁護士会紛争解決センターに申立をするにあたり、多摩支部会館において期日が開催されることを希望いたしますので、その旨申し出ます。

なお、下記「多摩支部会館における期日開催について」記載事項を了解いたします。

記

【多摩支部会館における期日開催について／留意事項】

- 相手方が多摩支部での期日開催を了解した場合のみ、多摩支部会館で期日を開催いたします。
(相手方が了解しない場合、霞が関の弁護士会館で期日を開催いたします。)
- 多摩支部会館では、会場の立地条件等により、期日当日に当事者同士が顔を合わせる可能性があります。
- 多摩支部会館での期日開催ごとに、事前に期日手数料をお振り込みいただきます。
(期日当日に現金で納付いただくことはできません。期日手数料のお支払がない場合は、期日を開催できません。)
- 証拠等の提出書類は、霞が関の紛争解決センターにご提出いただきます。期日当日に提出書類があった場合には、ご自身で霞が関のセンター宛に送付していただきます。